

別紙9 非常用発電設備による電力供給負荷一覧

非常用電源の供給は、建築基準法及び消防法に定められた「防災負荷」、災害発生時の応急対策及び業務継続に必要な「災害負荷」、発電機運転に必要な負荷への対応が必要になる。

防災負荷に関しては法に拠ること。災害負荷に関しては、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」及び「建築設備設計基準」に準拠し、下表のとおりとする。

■災害負荷の対象表

対象スペース		負荷割合		
		照明	機器・器具用	空調
ア. 活動拠点室	・災害対策部門の諸室（災害対策本部、市長室、副市長室、危機管理課執務室）	全て	全て	全て
イ. 活動支援室	・総務課、人事課、情報統計課、道路公園課、建築住宅課、農林課、水道総務課、水道サービス課、下水道推進課、教育総務課の執務室			
ウ. 活動上重要な設備室	・コンピューター室、電話交換室			
エ. 市民が利用する室	・市役所エントランスホール、市民交流スペース ・老人福祉センターの多目的室（福祉避難所）			
オ. ア、イの付帯室	・給湯室			
カ. その他の執務室	・ア及びイに含まない執務室	1/4	1/4	—
キ. 活動通路	・屋外への通路、ア及びイのそれぞれの室を結ぶ通路	1/2	—	
ク. トイレ	・各階の隣接する多目的、男性用、女性用をそれぞれ1ヶ所以上 ・老人福祉センター内のトイレ	全て	全て	
ケ. 階段	・活動通路に接続する2経路以上の直通階段（内、1つは市民福祉センターに隣接するもの）	全て	—	
対象設備とその範囲		負荷割合		
コ. エレベーター設備	・2基以上（内、1基は市民福祉センターに隣接するもの）	全て		
サ. 給排水設備	・ポンプ等	全て		

備考) 活動拠点室…災害応急対策活動を行う拠点となる室

活動支援室…活動拠点室の機能を確保するために必要な室

活動通路…活動拠点室の機能を確保するために必要な通路

活動上重要な設備室…活動拠点室の機能を確保する上で重要な設備室